

事 務 連 絡
平成19年 6月19日

各保健所設置市・特別区 担当者 殿

厚生労働省健康局水道課

水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について

水道行政の推進につきましては、日頃から格別のご協力をいただきお礼申し上げます。

さて、平成19年6月19日付けで別添のとおり、水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について、都道府県水道行政担当部(局)担当者あてに事務連絡を発出しました。貴職においてもご留意願います。

また、「4. 健康に影響を及ぼす(おそれのある)水質事故の発生が確認された場合」については、貴職から厚生労働省水道課あてご連絡をお願いしているところですので、遺漏のないよう対応願います。

なお、厚生労働大臣認可水道事業者及び水道用水供給事業者に対しては、別途同様の連絡をしていることを申し添えます。